

平成22年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計93件(予算議案42件・条例議案26件・一般議案15件・道路議案2件・人事議案8件)

予算議案

議案第1号～議案第21号

(内容)

- ・平成21年度さいたま市一般会計補正予算 2件
- ・平成21年度さいたま市特別会計補正予算 15件
- ・平成21年度さいたま市水道事業会計補正予算 1件
- ・平成21年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・平成21年度さいたま市下水道事業会計補正予算 2件

議案第22号～議案第42号

(内容)

- ・平成22年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・平成22年度さいたま市特別会計予算 17件
- ・平成22年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・平成22年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・平成22年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

条例議案

議案第43号 さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部総務課)

総合的なスポーツの振興を図るための一元的かつ効率的な執行体制の整備、子どもたちの健全育成に一層の重点を置くための組織体制の整備等を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 局名変更及び局の新設

(1) 市民・スポーツ文化局への局名変更等

- ・市民局の局名を市民・スポーツ文化局に改め、市長の権限(市教育委員会の権限から新たに市長の権限となるものを含む。)に属するスポーツの振興に関する事務を分掌事務に加えるもの。

(2) 子ども未来局の新設

- ・市長の権限に属する子ども及び青少年の健全育成に関する事務等を分掌する局として、子ども未来局を設置するもの。

2 分掌事務の移管

- ・市民局で所管している広聴に関する事務を市長公室に移管するもの。

3 関係条例の規定の整備

- ・次に掲げる条例の規定中「市民局」を「市民・スポーツ文化局」に、「保健福祉局」を「子ども未来局」に改めるもの。

ア さいたま市行政区画審議会条例

イ さいたま市青少年問題協議会条例

ウ さいたま市消費生活条例

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第44号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

労働基準法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えた時間外勤務代休時間の新設を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 時間外勤務代休時間の指定
- ・ 1月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定できる制度を新設するもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第45号 さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

固定資産評価審査委員会の委員長等の職責の重要性、高度かつ専門的な知識の必要性並びに他の政令指定都市との均衡等を考慮し、報酬額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 報酬額の引上げ
- ・ 報酬額を次のとおり引き上げるもの。

区分	現行の報酬額	引上げ後の報酬額
委員長	10,300円	14,000円
委員	9,600円	13,000円

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第46号 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

労働基準法の一部を改正する法律の施行を踏まえた時間外勤務手当の支給割合の引上げ、宿日直手当額の改定等の措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 時間外勤務手当の支給割合の引上げ

- ・ 1月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合について、次のとおり引き上げるもの。

勤務の区分	現行	引上げ後
正規の勤務時間の割振り日の勤務	100分の125	100分の150
週休日(土曜日等)の勤務	100分の135	

2 時間外勤務代休時間の指定に伴う時間外勤務手当の不支給

- ・ 1により引き上げた支給割合分の時間について時間外勤務代休時間を指定することにより、当該引き上げた支給割合分の時間に係る時間外勤務手当を支給しないことができることとするもの。

3 宿日直手当の上限額の引上げ

- ・ 宿日直勤務 1 回当たりの宿日直手当の上限額について、4,200 円から 8,000 円に引き上げるもののほか規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成 22 年 4 月 1 日

議案第 47 号 さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

退職手当制度の一層の適正化を図るとともに、公務に対する市民の信頼確保に資するため、懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められた場合等に係る退職手当について、新たな支給制限等及び返納等の制度を設けるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市職員退職手当条例の一部改正

(1) 退職手当の支給制限等

ア 退職手当の支払前に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合等には、退職者又は遺族等に対し、退職手当の全部又は一部の支給を制限することができることとするもの。

イ 退職手当の支払前に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至った場合等には、退職者又は遺族等に対し、退職手当の支払を差し止めることができることとするもの。

(2) 退職手当の返納等

- ・ 退職手当の支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合等には、退職者、遺族又は相続人等に対し、退職手当の全部又は一部の返納又は相当額の納付を命じることができることとするもの。

(3) 市人事委員会による調査審議

- ・ 処分を受ける者の権利保護を図るため、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限の処分又はすべての返納命令等の処分を行う場合には、市人事委員会に諮問しなければならないこととするもの。

(4) 経過措置

- ・ 施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例によることとするもの。

2 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・ 1 の制度と同様の退職手当の新たな支給制限等及び返納等の制度を設けることとするもの。

3 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・ 1 の制度と同様の退職手当の新たな支給制限等及び返納等の制度を設けることとするもの。

(施行期日) 平成 22 年 4 月 1 日

議案第 48 号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

さいたま市情報システム最適化プランに基づく税システムの再構築に伴い、個人住民税の納入書等の様式について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 総務大臣が定めた別の様式の追加
- ・ 特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人住民税の納入書について、OCR(光学文字読取装置)処理用の様式を追加するとともに、分離課税の対象となる退職手当等に係る所得割の納入申告書の様式について所要の改正を行うもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第49号 さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壤処理業の許可制度が施行されるため、許可の更新及び許可事項の変更の許可に係る手数料を新設するもの。

(内容)

- ・ 手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	22万円
汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	22万円

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第50号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

建築確認、完了検査等の審査又は検査が厳格化されたことにより事務量が増加し、それに見合った手数料を徴収するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の改定

事務の種類	現行	改定後
建築物の確認申請等に対する審査	1件につき 5,000円～46万円	1件につき 7,000円～77万7,000円
建築設備の確認申請等に対する審査	1基又は1の建築設備につき 3,000円～9,000円	1基又は1の建築設備につき 4,000円～1万4,000円
工作物の確認申請等に対する審査	1の工作物につき 4,000円～8,000円	1の工作物につき 5,000円～1万2,000円
建築物の完了検査	1件につき 9,000円～38万円	1件につき 1万2,000円～66万6,000円
建築設備の完了検査	1基又は1の建築設備につき 8,000円～1万3,000円	1基又は1の建築設備につき 1万円～1万7,000円
工作物の完了検査	1の工作物につき 9,000円	1の工作物につき 1万2,000円
建築物の中間検査	1件につき 9,000円～33万円	1件につき 1万3,000円～55万2,000円
建築設備の中間検査	1基又は1の建築設備につき 8,000円～1万2,000円	1基又は1の建築設備につき 1万円～1万6,000円
工作物の中間検査	1の工作物につき 9,000円	1の工作物につき 1万2,000円

(施行期日) 平成22年7月1日

議案第 5 1 号 さいたま市市民活動及び協働の推進基金条例の制定について

(所管課所・市民局市民部コミュニティ課市民活動支援室)

市民活動に対する市民の支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動及び協働の推進に必要な事業の経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、寄附金及び積立金で予算に計上した額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、市民活動及び協働の推進に必要な事業の経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 5 2 号 さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会生涯学習部体育課)

総合的なスポーツの振興を図るための一元的かつ効率的な執行体制を整備するため、教育に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行することとする条例を制定するもの。

(内容)

1 教育に関する事務の職務権限の特例

- ・ 教育に関する事務のうち、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)を市長が管理し、及び執行することとするもの。

2 関係条例の規定の整備

- ・ 次に掲げる条例の規定中「市教育委員会」を「市長」に改める等の所要の改正を行うもの。

ア さいたま市スポーツ振興審議会条例

イ さいたま市体育館条例

ウ さいたま市大宮武道館条例

(施行期日) 平成 2 2 年 4 月 1 日

議案第 5 3 号 さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部教職員課)

退職手当制度の一層の適正化を図るとともに、公務に対する市民の信頼確保に資するため、市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続について新たな条例を制定するもの。

(内容)

1 市人事委員会への諮問

- ・ 学校職員に対し退職手当の支給制限等の処分を行う場合に、市人事委員会への諮問を義務付けるもの。

2 さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・ さいたま市教育職員の退職手当の支給に係る規定のうち、1の諮問に関しては、埼玉県条例の例によらないこととするもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第54号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

美園地域等における土地区画整理事業に伴い、見込まれる児童数の増加への対応並びに肢体不自由の児童及び生徒の教育環境の整備を図るため、小学校及び特別支援学校を設置し、その他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 小学校の新設

- ・ さいたま市立美園小学校を、市内緑区大字大門4359番地に設置するもの。

2 特別支援学校の設置

(1) さいたま市立さくら草特別支援学校

- ・ さいたま市立さくら草特別支援学校を、市内緑区大字三室636番地80に設置するもの。

(2) さいたま市立ひまわり特別支援学校

- ・ さいたま市立養護学校を「さいたま市立ひまわり特別支援学校」として、新たに規定するもの。

3 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正

- ・ 総合療育センターひまわり学園条例の養護学校に関する規定を削除するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第55号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会生涯学習総合センター)

さいたま市立善前公民館を設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 公民館の新設

- ・ さいたま市立善前公民館を、市内南区大字太田窪2504番地5に設置するもの。

(施行期日) 平成22年9月1日

議案第56号 さいたま市スポーツ振興まちづくり条例の制定について

(所管課所・政策局政策企画部スポーツ企画課)

市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与するため、条例を制定するもの。

(内容)

1 基本理念

- ・ スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、個性的で活力ある地域社会の形成が図られなければならない等とするもの。

2 責務及び役割

- ・ 市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を定めるもの。
- 3 スポーツ振興まちづくりに関する計画
 - ・ スポーツ振興まちづくりの具体的な施策について、総合的な推進を図るための計画を定めるとするもの。
- 4 スポーツ施設の整備等
 - ・ 市は、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講じるとともに、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるものとするもの。
- 5 スポーツ財産の活用
 - ・ スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産について、効果的及び効率的な活用を図らなければならないとするもの。
- 6 推進組織
 - ・ 市は、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者等が意見交換を行い、及び相互に協力し、及び推進するための組織を設置するとするもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第57号 さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正により地方公共団体に重大な児童虐待事例の検証責務が課されたこと、本市において発生した児童虐待事例の検証の結果等を踏まえ、社会福祉審議会の下に設置した機関による検証を行っていくため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 児童虐待検証専門分科会の設置

- ・ 重大な児童虐待事例の分析及び再発防止策の検討に客観性を担保するため、社会福祉審議会に児童虐待検証専門分科会を設置するもの。

2 児童養護審査部会の調査審議事項の見直し

- ・ 児童虐待検証専門分科会の設置に伴い、被措置児童等虐待については、引き続き児童養護審査部会の調査審議事項であることを明確にする等の所要の規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成22年4月1日(2については、公布の日)

議案第58号 さいたま市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

高齢者数の増加に伴い、平均寿命の延伸を考慮した受給資格の見直しその他所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 受給資格及び支給額の見直し
- ・ 受給資格及び支給額を次のとおりとするもの。

受給資格	支給額
満88歳の者	3万円
満99歳の者	5万円
満100歳の者	10万円
満100歳を超える者	2万円

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第 5 9 号 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局総合療育センターひまわり学園総務課)

診療報酬の改定に即時に対応するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正
 - ・ 使用料に係る規定中、診療報酬の算定方法についての規定の整備を行うもの。
- 2 さいたま市国民健康保険条例の一部改正
 - ・ 一部負担金に係る規定中、診療報酬の算定方法についての規定の整備を行うもの。
- 3 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
 - ・ 使用料に係る規定中、診療報酬の算定方法についての規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 6 0 号 さいたま市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局市民部交通防犯課)

道路交通法の一部改正により、高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 違法駐車等の定義の見直し
 - (1) 条例で引用している道路交通法「第 4 9 条の 2 第 3 項」を「第 4 9 条の 3 第 3 項」に改めるもの。
 - (2) 違法駐車等の定義に高齢運転者等専用時間制限駐車区間における高齢運転者等標章自動車以外の車両の駐車を加えるもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 4 月 1 9 日

議案第 6 1 号 さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市施設課)

利用者サービスの向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 使用料の減額
 - ・ 近隣駐車場の料金との均衡を考慮し、使用料を減額するもの。

区分	単位	現行の金額	改正後の金額
基本使用料	30分までにつき1台	180円	150円
超過使用料	超過時間30分までごとにつき1台	180円	150円
夜間使用料	午後10時から翌日午前8時までにつき1台	1,800円	1,500円

- 2 定期駐車券の料金設定の変更
 - ・ 定期駐車券の使用料の額を、所定の額から上限の額へ改めるもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 4 月 1 日

議案第62号 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・経済局経済部食肉中央卸売市場)

さいたま市食肉中央卸売市場の用地の所管換に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 面積の変更
 - ・ さいたま市食肉中央卸売市場の面積について、「15,725平方メートル」を「16,031平方メートル」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第63号 さいたま市景観条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

景観法の規定に基づく必要な事項を定めるため、さいたま市美しいまちづくり景観条例の全部改正を行うもの。

(内容)

1 題名の改正

- ・ 題名を「さいたま市景観条例」に改めるもの。

2 都市景観形成基本計画及び景観計画

- ・ 都市景観形成基本計画及び景観計画の策定又は変更に関し、必要な手続の規定を設けるもの。

3 行為の届出等

(1) 事前協議

- ・ 届出を要する行為について、事前に協議をし、必要な助言及び指導を求めるもの。

(2) 届出を要する行為

- ・ 景観法(以下「法」という。)に規定する条例で定める行為を、景観法施行令第4条第4号に定める屋外における土石、廃棄物等のたい積(さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例に規定する土砂のたい積を除く。)とするもの。

(3) 届出を要しない行為

- ア 建築物又は工作物の新築、改築等の行為で規則で定める規模のもの
- イ 都市計画法に規定する開発行為

(4) 特定届出対象行為

- ・ 法に規定する条例で定める行為を、建築物又は工作物の新築、改築等の行為とするもの。

(5) 行為の完了等の届出

- ・ 届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、市長に届け出なければならないこととするもの。

(6) 報告及び立入検査

- ・ 届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該行為の対象となる土地に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができることとするもの。

4 助言、公表等

- (1) 法に規定する建築物又は工作物の新築、増築等の行為の届出又は変更の届出があった

場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとするもの。

- (2) 届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときに行われる勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができることとするもの。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木

- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手續及び管理の方法の基準を規定するもの。

6 自主的景観形成推進団体等

- (1) 一定の地区における優れた都市景観の形成を自主的に推進することを目的とする団体は、自らを自主的景観形成推進団体として認定するよう市長に申請をすることができることとするもの。

- (2) 自主的景観形成推進地区の指定を受けようとする自主的景観形成推進団体は、地区内の所有者等の同意を得て、市長に申請をしなければならないこととするもの。

(施行期日) 平成22年10月1日

議案第64号 さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

景観法に基づく景観計画の策定により、景観計画との関係を定めた屋外広告物法の規定を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 禁止物件の追加

- ・ 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木を広告物の表示が原則として禁止される禁止物件に加えるもの。

2 届出の規定の追加

- ・ 景観形成型広告物整備地区内で広告物の表示等に関し、市長への届出の規定を加えるもの。

3 さいたま市屋外広告物審議会の廃止

- ・ 新たに設置されるさいたま市景観審議会にて屋外広告物に関する事項を調査審議することとなるため、さいたま市屋外広告物審議会の規定を削るもの。

(施行期日) 平成22年10月1日

議案第65号 さいたま市景観審議会条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

景観行政及び屋外広告物行政の一体的な運用を図るため、さいたま市景観審議会及びさいたま市屋外広告物審議会の統合により、新たな附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、優れた都市景観の形成及び屋外広告物に関する事項を調査審議するため、「さいたま市景観審議会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を15人以内とするもの。

- (2) 委員は、学識経験を有する者、市議会の議員、関係団体又は関係行政機関の職員のうち

ちから市長が委嘱することとするもの。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。

3 臨時委員

- ・ 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、3人以内の臨時委員を置くことができることとするもの。

4 会長

- ・ 審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

(1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。

(2) 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 専門部会

- ・ 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができることとするもの。

(施行期日) 平成22年10月1日

議案第66号 さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道財務課)

本市における汚水処理費が下水道使用料で賄いきれない状況を踏まえ、下水道事業会計及び下水道使用料の適正化を図るため、使用料の改定を行うもの。

(内容)

- ・ 下水道使用料の改定

汚水排水量	改正前		改正後		改定率
	使用料 (税込)		基本使用料 (税込)	従量使用料 (税込・1m ³ につき)	
1 m ³ 未満	-	-	693 円	-	-
1 m ³ から 10 m ³ まで	693 円	-		15 円 75 銭	-
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	1 m ³ につき	91 円 35 銭		116 円 55 銭	27.6%
30 m ³ を超え 50 m ³ まで		106 円 5 銭		143 円 85 銭	35.6%
50 m ³ を超え 100 m ³ まで		127 円 5 銭		175 円 35 銭	38.0%
100 m ³ を超え 200 m ³ まで		155 円 40 銭		215 円 25 銭	38.5%
200 m ³ を超え 500 m ³ まで		169 円 5 銭		235 円 20 銭	39.1%
500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで		197 円 40 銭		276 円 15 銭	39.9%
1,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで		212 円 10 銭		297 円 15 銭	40.1%
5,000 m ³ を超えるもの		225 円 75 銭		317 円 10 銭	40.5%

(施行期日) 平成22年6月1日

議案第67号 さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・建設局下水道部下水道維持管理課)

日本下水道協会埼玉県支部排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 試験の名称の変更

- ・ 「排水設備工事責任技術者試験」を「下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」に改めるもの。

2 責任技術者の登録の有効期間の変更

- ・ 責任技術者の登録の有効期間を4年から5年に改めるもの。

(施行期日) 平成22年9月1日(2については、平成23年4月1日)

議案第68号 さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道総務課)

下水道事業受益者負担金に係る負担区を新たに設定することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 負担区の追加

- ・ 下水道事業受益者負担金に係る新たな3負担区について、当該負担区域内の土地1平方メートル当たりの負担金額を、第38負担区及び第39負担区は810円、第40負担区は610円とするもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

一般議案

議案第69号 財産の取得について

(所管課所・教育委員会管理部学校施設課)

美園地区に新設小学校(美園小学校)用地を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

- (1) 所在地 浦和東部第二特定土地区画整理事業地内147街区1画地
- (2) 取得面積 2万2,751.16平方メートル

2 取得先

独立行政法人都市再生機構募集販売本部

3 取得額

27億3,013万9,200円

議案第70号 訴えの提起について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

出産費資金の貸付けを取り消され、その返還を長期にわたり怠り、再三にわたる催告にも応

じない者に対し、出産費資金貸付金の返還を求める訴えを大宮簡易裁判所に提起し、又は和解するため議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、出産費資金貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 出産費資金貸付金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第71号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第72号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第73号 指定管理者の指定について(さいたま市大宮体育館)

(所管課所・教育委員会生涯学習部体育課)

さいたま市大宮体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内見沼区大和田町1丁目305番地

(2) 名称 さいたま市大宮体育館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2384番地

(2) 名称 株式会社日産クリエイティブサービス

(3) 代表者 代表取締役 榎本 昌志

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第74号 指定管理者の指定について（老人憩いの家ふれあいプラザ）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

老人憩いの家ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内岩槻区東岩槻6丁目6番地

(2) 名称 老人憩いの家ふれあいプラザ

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号

(2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

議案第75号 指定管理者の指定について（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民部コミュニティ課）

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
市内見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
市内見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
市内北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
市内西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
市内西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
市内中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
市内中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
市内中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
市内中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
市内大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
市内岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
市内岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
市内岩槻区東岩槻6丁目6番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき

市内大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館
市内見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
市内浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

議案第76号 指定管理者の指定について(さいたま市ホテル南郷)

(所管課所・市民局市民部市民総務課)

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地
- (2) 名称 さいたま市ホテル南郷

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町針生字昼滝山857番地150
- (2) 名称 会津高原夢開発株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 高橋 正志

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

議案第77号 指定管理者の指定について(さいたま市勤労女性センター)

(所管課所・経済局経済部労働政策課)

さいたま市勤労女性センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区大和田町1丁目303番地
- (2) 名称 さいたま市勤労女性センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第78号 指定管理者の指定について(さいたま市勤労女性ホーム)

(所管課所・経済局経済部労働政策課)

さいたま市勤労女性ホームの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区日進町1丁目312番地2
- (2) 名称 さいたま市勤労女性ホーム

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

議案第79号 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

(所管課所・財政局財政部財政課)

相模原市が政令指定都市に移行することに伴い、全国自治宝くじ事務協議会に加入すること及び同協議会の規約の一部を変更することについて、議決を求めるもの。

議案第80号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

(所管課所・財政局財政部財政課)

相模原市が政令指定都市に移行することに伴い、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に加入すること及び同協議会の規約の一部を変更することについて、議決を求めるもの。

議案第81号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成22年4月1日

3 契約金額

1,900万円を上限とする額

4 契約の相手方

江口 俊治

議案第82号 埼玉県都市競艇組合の規約の変更について

(所管課所・経済局経済部経済政策課)

加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置することに伴い、埼玉県都市競艇組合の規約を変更することについて協議するため、議決を求めるもの。

議案第 8 3 号 埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について
(所管課所・建設局土木部道路計画課)

埼玉県道路公社が料金を徴収している新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更するに当たり、道路管理者である本市に対し同意を求められたため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第 8 4 号 市道路線の認定について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1 3 8 路線	
開発	6 路線	計 1 4 4 路線

議案第 8 5 号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2 0 路線	
開発	0 路線	計 2 0 路線

人事議案

議案第 8 6 号 ~ 議案第 8 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意を求めるもの。

議案第 8 9 号 ~ 議案第 9 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。